

3 災害応急対策

資料編 2-13 災害応急対策の担当対策部

3-1 活動体制の確立

3-1-1 組織体制

災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、市は、必要に応じて市災害対策本部を設置し、災害応急活動を実施する。

3-1-1-1 市災害対策本部の組織

資料編 2-2 箕面市災害対策本部構成員一覧
資料編 2-3 箕面市災害対策本部 組織イメージ図
資料編 5-5 箕面市災害対策本部条例

3-1-1-1-1 本部長

本部長は、市長とする。なお、災害により市長に事故あるときは、次の順位で本部長職務代理を置く。

(市災害対策本部長職務代理の順位)

副本部長、教育長、上下水道企業管理者、ボートレース事業管理者、市政統括監、防災を所管する部局長、防災を所管する副部長、防災を所管する課室長

※一の役職に複数の職員があるときは、その協議によって順位を決めるものとする。

※いずれかの役職が空席の場合は、次の順位者とする。

3-1-1-1-2 副本部長

副本部長は、副市長とする。

本部長代理への就任または事故等により副本部長が欠けるときは、上記本部長職務代理の順位によりその代理を置く。

3-1-1-3 本部員

本部員は、教育長、上下水道企業管理者、ポートレース事業管理者及び部長級職員とする。

3-1-1-4 本部事務局

本部事務局は、防災所管課室とする。

本部事務局は、以下の事項について所掌し、必要に応じて本部長、副本部長の判断を仰ぎ、または本部会議に諮り、その決定事項を関係者に伝達する。

- 1 災害対策に関する総合企画に関すること
- 2 災害対策本部の設置、会議開催、廃止に関すること
- 3 災害対策本部内の総合調整及び各対策部との連絡調整に関すること
- 4 職員の招集・参集に関すること
- 5 避難情報発令の決定に関すること

3-1-1-5 対策部及び対策部長

本部長は、必要に応じて市災害対策本部に部を置き、本部員から部長を指名する。

平常時の組織における部局との混同を避けるため、この計画において、市災害対策本部に置く部を「対策部」、部長を「対策部長」と呼ぶ。

対策部の主な担当部局及び対策部長は、下表のとおりとする。

対策部の名称	主な担当部局	対策部長
総務対策部	総務部 ポートレース事業局 選挙管理委員会事務局 会計室	総務部長
情報対策部	市政統括 議会事務局	市政統括監
市民窓口対策部	市民部 監査委員事務局 公平委員会事務局	市民部長
保健福祉対策部	健康福祉部	健康福祉部長
応急復旧対策部	みどりまちづくり部 地域創造部 上下水道局 農業委員会事務局	みどりまちづくり部長
生活支援対策部	子ども未来創造局 人権文化部	子ども未来創造局長
消防保安対策部	消防本部	消防長
医療救護対策部	市立病院	市立病院事務局長
北部特別対策部	※任命による	※任命による

※「主な担当部局」は、当該部局の主要な課室等が当該対策部を担当することを示すもので、部局のうち一部の課室を他の対策部に充てる場合がある。また、発災から時間の経過に応じて、他の対策部の業務にシフトする場合がある。これらの指定は、この計画に基づいて策定する実動計画類において定める。

※対策部内に特別班を置く場合において、特別班を置く対策部、班の名称、役割及び班に充てる課室の指定は、この計画に基づいて策定する実動計画類において定める。

※北部特別対策部は、北部地域が南部市街地から地理的に孤立した場合に迅速に北部地域で参集し、災害対策本部の直轄ブランチとして機能させるため、平常時の組織を割り当てるのではなく、北部地域（止々呂美、森町）または北部地域が隣接する豊能町、兵庫県川西市等に住む職員を任命する。対策部長についても同じく、これらの地域に居住する部長級職員または副部長職員らから任命する。

3-1-1-6 対策部の応急対策業務分担

(全対策部の共通事項)

- 1 対策部内の連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 2 対策部内情報のとりまとめに関すること
- 3 総務対策部への対策部内情報及び人員の報告に関すること
- 4 主たる担当部局の所管に係る施設に関すること
- 5 特命の事項に関すること

(各対策部の分担)

対策部名	担当業務
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、府、自衛隊、災害時応援協定締結自治体、その他関係機関との連絡調整に関すること 2 職員の勤務に関すること 3 災害復旧従事者への食糧等の配布および被服貸与に関すること 4 気象、災害及び被害情報の収集及び記録に関すること 5 市民への緊急広報の決定に関すること 6 市庁舎の施設・設備に関すること 7 市有車両及び緊急通行車両に関すること 8 無線機器等、防災関係システム機器の運用に関すること 9 情報システム機器の機能保持及びデータ保護に関すること 10 食糧・生活物資の調達、支援物資の受け入れ調整に関すること 11 応急復旧に要する資機材の調達に関すること 12 住之江競走場における災害対策に関すること 13 災害救助法に関する手続き及び調整に関すること 14 災害対策に係る予算経理、求償、支弁等に関すること（企業会計を除く） 15弔慰金の請求及び義援金・支援金等の受け入れに関すること 16 調達に係る支払い及び出納管理に関すること（企業会計を除く） 17 商工業関係の被害状況の把握に関すること 18 罹災商工業者に対する融資に関すること 19 来街者及び観光客の安全確保に関すること
情報対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関すること 2 報道機関等への対応に関すること 3 市民への災害広報全般に関すること
市民窓口対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民からの通報、相談等の聴取及び各部への報告に関すること 2 弔慰金、見舞金、義援金、支援金等の支給に関すること 3 罹災市民に対する融資に関すること（商工業者対象を除く） 4 遺体に関すること 5 罹災証明・被災証明の発行に関すること（証明に必要な調査を含む） 6 し尿及びごみ処理等に関すること 7 ガレキ・廃材等の処理等に関すること

保健福祉対策部	1 災害時要援護者の支援に関すること 2 感染症の予防に関すること 3 ボランティアの要請、受け入れ、支援に関すること 4 被災者的心のケアに関すること
応急復旧対策部	1 道路・公園・その他市有施設等の応急復旧及び交通の確保に関すること 2 応急復旧に必要な資機材の搬送等に関すること 3 応急復旧関係機関等との連絡調整、応援要請及び受け入れに関すること 4 河川及び土砂災害危険箇所等の安全確保に関すること 5 ライフライン関係機関への支援に関すること 6 鼠族、昆虫の駆除及び消毒に関すること 7 動物の保護等に関すること 8 農業関係の被害状況の把握に関すること 9 応急住宅対策に関すること 10 応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関すること 11 応急給水に関すること 12 上下水道設備及び管路等の応急復旧に関すること 13 応急給水及び上下水道施設等の復旧に必要な資機材の調達、輸送及び補給等に関すること 14 民有の給水装置または排水設備等の復旧支援に関すること 15 水道関係機関等との連絡調整、応援要請及び受け入れに関すること 16 広報車による広報に関すること 17 災害救助法に基づく被災建築物の応急修理及び公費解体等に関すること
生活支援対策部	1 地区防災委員会との連絡調整に関すること 2 避難者及び在宅被災者支援の統括に関すること 3 児童・生徒等の安全確保に関すること 4 被災小・中学生に対する学用品の調達に関すること 5 避難者及び在宅被災者支援の実施に関すること 6 支援物資の受け入れに関すること 7 食糧、物資等の輸送及び配布に関すること 8 自治会等の地域コミュニティとの連絡調整に関すること
消防保安対策部	1 消火、救急及び救助活動に関すること 2 消防職員・団員の招集・参集・勤務に関すること 3 消防活動に必要な資機材の調達、輸送及び補給に関すること 4 消防関係機関との連絡調整、応援要請及び受け入れに関すること 5 市民の避難誘導に関すること 6 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 7 地域の警備及び治安保持に係る協力に関すること 8 広報車による広報に関すること
医療救護対策部	1 救護所の設置及び運営に関すること 2 医薬品及び医療用資機材の調達及び補給に関すること 3 医療救護班の編成に関すること 4 市内医療機関、施設等の被害状況の把握に関すること 5 府及び箕面市医師会等への医師等の派遣要請に関すること 6 重傷者の移送に関すること 7 死亡の確認に関すること
北部特別対策部	1 北部地域（止々呂美及び森町）の応急対策全般に関すること

3-1-1-2 市災害対策本部の設置及び廃止基準

3-1-1-2-1 設置基準

- ・市域で震度5弱以上の地震が観測され、気象台からの発表等により確認されたとき〔自動設置〕
- ・災害が発生し、または発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めたとき（市長に事故ある場合は、地方自治法の規定により置く市長職務代理者が必要と認めたとき）

3-1-1-2-2 廃止基準

- ・市域において予想された災害の危険が解消したとき
- ・災害応急対策が概ね完了したとき
- ・その他市災害対策本部長が必要と認めたとき

3-1-1-3 市災害対策本部の運営等

資料編 2-5 箕面市災害対策本部 本庁舎イメージ図
資料編 2-6 箕面市災害対策本部 本部フロアイメージ図

3-1-1-3-1 設置場所

西小路四丁目6番1号 箕面市役所本館2階 特別会議室

3-1-1-3-2 所掌事務

- ・市域に係る災害に関する情報収集
- ・市域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針作成
- ・上記方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施
- ・箕面市災害時における特別対応に関する条例に規定する本部長の権限に属する事務
- ・その他防災のために本部長が必要と認める事務

3-1-1-3-3 設置及び廃止の通知等

市災害対策本部を設置及び廃止したときは、直ちにその旨を府知事及び防災関係機関に通知する。

3-1-1-3-4 大阪府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、十分な連携を図る。

3-1-1-4 市災害対策本部の会議体制

3-1-1-4-1 本部会議

本部長、副本部長、全本部員で組織し、災害対策にかかる方向性及び重要事項等を協議、決定する。なお、災害により、副本部長または本部員の一部を欠く場合であっても、決定等を行う。

3-1-1-4-2 関係本部会議

災害発生の状況に応じ、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長及び本部長が指名する本部員で組織する関係本部会議を開催する。

3-1-1-5 市災害対策本部設置前の情報収集・伝達体制

災害発生のおそれがあるとき、または気象状況等により警戒が必要なときは、防災所管課室により情報収集・伝達体制を整え、市災害対策本部の設置にかかる判断に必要な情報を本部長、副本部長及び本部員に隨時伝達する。

警戒を要する状況発生後24時間を経過してもなお状況が継続する場合は、警戒体制に要する人員を防災所管部で確保し、適切な交代措置を取ることで、状況の長期化または悪化に耐え得る体制を確保する。

3-1-2 勤員配備体制

3-1-2-1 配備基準

市長もしくは市災害対策本部長は、以下の配備基準に基づき、必要な職員の配備を指令する。

配備レベル	配備時期	配備内容
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象状況等により災害発生のおそれ が予測されるとき ・市長もしくは本部長が当該配備を指 令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集活動を実施する体制 ・市災害対策本部が設置されると き、要員への連絡等を実施する 体制
実動配備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な災害が発生したとき、また はまさに発生しようとしていると き ・市域において震度5弱の地震が発生 したとき（自動参集） ・市長もしくは本部長が当該配備を指 令したとき 	小規模の災害応急対策を実施する 体制
総員配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の広い範囲に災害が発生してい るとき、またはまさに発生しようと しているとき ・市域において震度5強以上の地震が 発生したとき（自動参集） ・市長もしくは本部長が当該配備を指 令したとき 	市の総力を挙げて防災活動を実施 する体制

3-1-2-2 配備指令を受けた職員の待機または参集

配備の指令があったときは、警戒配備及び実動配備においては、あらかじめ指名された職員が、総員配備においては全職員が定められた場所に、勤務時間中にあっては待機し、時間外にあっては参集する。

資料編 2-4 勤務時間外連絡体制イメージ図

3-1-2-3 配備指令の特例

3-1-2-3-1 自動参集 地震

配備指令の有無にかかわらず、市域において震度5弱の地震が発生したときは実動配備によりあらかじめ指名された職員が、震度5強以上の地震が発生したときは総員配備により全職員が、定められた場所に、勤務時間中にあっては待機し、時間外にあっては参集する。

3-1-2-3-2 対策部を指定しての配備指令・段階的増員指令

市長もしくは市災害対策本部長は、災害の状況により、必要と認める対策部のみの配備、または対策部ごとに異なるレベルの配備を指令することができる。

また、各配備レベルから次のレベルへの移行は、気象状況、被害発生状況、応急復旧作業の進捗状況等に応じて段階的に指令する。

3-1-2-4 公共施設等における夜間・休日(休館日)等の初動体制

3-1-2-4-1 風水害時の初動体制 風水害

気象状況等に応じ、施設管理者及び市災害対策本部（本部が設置されていない時点にあっては、施設所管部局）であらかじめ初動のための人員を配置する。

3-1-2-4-2 地震時の初動体制

3-1-2-4-2-1 最初に開設する避難所の初動 地震

震度5弱以上の地震が発生した場合は、最初に開設する避難所に地区防災スタッフが参集し、施設の解錠、安全点検、避難者の受け入れ準備を行う。

震度5強以上の地震が発生した場合は、併せて地区防災委員会の役員が参集する。

3-1-2-4-2-2 拡張して開設する避難所、その他の公共施設 地 震

震度5弱以上の地震が発生した場合は、24時間体制の有人警備を行っていない施設においては、あらかじめ指名した地震初動員が参集し、施設の解錠、安全点検、誤って来た避難者の避難所への誘導等を実施する。

3-1-2-5 配備指令の伝達

開庁時間中の配備指令は、各対策部における主な担当部局の副部長または政策調整課室長等を通じて伝達するとともに、庁内放送を行う。

閉庁時は、防災所管課室から職員緊急参集システムにより、職員の携帯電話等に連絡する。

3-1-2-6 参集

あらかじめ参集場所の指定を受けている職員は当該指定場所へ、それ以外の職員は平常時の勤務場所に参集する。

参集途上に見聞した被害状況については、参集後に所定の伝達ルートで市災害対策本部に報告する。

各対策部は、所属職員の参集状況をまとめ、市災害対策本部に報告する。

3-1-2-7 職員の健康管理

各対策部は、所属職員の健康と安全を確保するため、職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交替を行うとともに、職員厚生室等を職員の仮眠場所として、適切に休息等を取れるよう配慮する。

また、備蓄または協定業者等から調達した食糧、飲料水等を職員に配布する。

3-1-2-8 交代要員の確保

災害対応の長期化が予想される場合には、職員の子どもを預かる臨時託児を実施する。

また、通常業務を行っている場合には、必要に応じて災害時業務継続計画（B C P）に基づき、市民生活に影響の少ない通常業務を休止し、交替要員を確保する。

3-1-3 災害時特別宣言

3-1-3-1 判断者

市域における被害が甚大で、災害対策に全職員を充てるべき状況のときは、市長もしくは市災害対策本部長は、災害時特別宣言条例第5条の規定による宣言（以下「災害時特別宣言」という。）を行う。

市長もしくは市災害対策本部長が不在の状況（事故あるときのみならず、連絡不通等により判断を仰げる状況にないときを含む）において、災害時特別宣言を行う必要性が明白なときは、即座に代理を立てて宣言する。

3-1-3-2 公示と周知

災害時特別宣言を行ったときは、条例の規定に基づき公示を行うとともに、業務を休止する庁舎、施設等に業務休止中である旨を掲出する。

3-1-4 自衛隊の災害派遣の要請・受け入れ

3-1-4-1 派遣要請

3-1-4-1-1 派遣基準

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、市の人員だけでは市民の生命、財産の保護が困難で、自衛隊の出動が必要と認められるとき。

3-1-4-1-2 府知事への派遣要請手続き

市は、府様式「自衛隊派遣要請書」に定められた事項を明らかにし、原則文書で、文書によるいとまがないときは電話または口頭で、府知事に対し派遣要請を求める。電話または口頭により派遣要請をしたときは、事後速やかに文書を提出する。

府知事に対し派遣要請を求めた場合には、同時にその旨及び災害の状況を防衛大臣またはその指定するものに通知することができる。

要請を行ったときは、箕面警察署等の防災関係機関に連絡する。

3-1-4-1-3 府知事への派遣要請ができないとき

通信途絶等により、府知事に対し派遣要請を求められないときは、市は、直接、災害の状況を防衛大臣またはその指定するものに通知する。この通知をした場合は、速やかに府知事に対しその旨通知する。

3-1-4-2 自衛隊の自発的出動

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、府知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断基準に基づいて部隊を派遣する。

3-1-4-3 自衛隊の受け入れ

資料編 3-1 外部支援受け入れ拠点一覧・位置図

3-1-4-3-1 受け入れ拠点

自衛隊の部隊が市域に派遣されたときは、あらかじめ定めた外部支援受け入れ拠点を自衛隊の活動及び駐留拠点とする。

なお、派遣部隊が府の定める広域拠点（箕面市外）に駐留する場合であっても、市内の外部支援受け入れ拠点を救援活動のために使用可能な状態で供する。

3-1-4-3-2 受け入れ体制

市は、市災害対策本部に連絡責任者を置き、派遣部隊との連絡窓口を一本化した上で、救援活動に必要な資機材等の提供等について調整する。

3-1-4-4 自衛隊の撤収要請

市は、派遣部隊及びその他の防災関係機関と協議の上、自衛隊の派遣が必要なくなったと判断したときは、府知事に対し、文書、電話または口頭で撤収要請を求める。電話または口頭によったときは、事後速やかに文書を提出する。

3-1-5 広域応援等の要請・受け入れ

資料編 2-14 災害時応援協定一覧
資料編 3-1 外部支援受け入れ拠点一覧・位置図

3-1-5-1 応援要請**3-1-5-1-1 災害時相互応援協定締結自治体への応援要請**

被害の規模、程度が甚大で、市の人員だけでは災害対策を十分に遂行できないときは、市は、災害時相互応援協定を締結している自治体に対し、応援を要請する。

災害による被害が広範囲にわたっているときは、中長距離にある協定自治体に、本市における局地的被害のときは隣接自治体に、優先的に要請する。

要請の手続きは、各協定に定める方法による。

3-1-5-1-2 災害対策基本法に基づく応援要請

災害対策基本法に基づき、市長は、府知事または他の市町村長に対して応援要請を行うことができる。

3-1-5-1-3 緊急消防援助隊の派遣要請

被害の範囲が拡大し、市の消防力をもって対処できないと認めるときは、市は、府知事に対し、緊急消防援助隊の派遣要請を求める。

3-1-5-1-4 給水支援の派遣要請

市は、大阪広域水道企業団及び日本水道協会関西地方支部を通じて派遣要請を行う。

3-1-5-2 応援の受け入れ

応援の種別に応じ、あらかじめ定めた外部支援受け入れ拠点で受け入れる。

3-1-5-3 連絡責任者の設置

市は、市災害対策本部に連絡責任者を置き、本市が必要とする救援活動と提供される支援のマッチングや、救援活動に必要な資機材等の提供等について調整する。

3-2 情報収集伝達・警戒活動

3-2-1 警戒期の情報伝達

資料編 2-7 箕面市災害対策本部 情報収集体制イメージ図

3-2-1-1 警戒期の体制

市は、大阪管区気象台から本市域における災害発生の危険を伴う気象予警報が発せられたときは、防災所管室等による警戒体制を敷き、引き続き情報収集を行う。

洪水予報等が発せられたとき、又は府及び大阪管区気象台が作成した本市域における土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、避難所に人員を配備するとともに、高齢者等避難の伝達、避難指示等を速やかに発する体制を整える。

なお、避難所の開設は、高齢者等避難を発表するときとするが、高齢者等避難が発せられていないときであっても、自主避難者が避難所に避難して来た場合は、隨時避難所を開設する。

また、特別警報が発せられたときは、あらゆる通信手段をもって直ちに市民に伝達する。

※土砂災害警戒情報の留意点（府計画から転記）

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壤雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

3-2-1-2 市民への周知

3-2-1-2-1 一般市民への周知

市は、防災行政無線、コミュニティFMタッキー816、市民安全メール、X、LINE、ホームページ、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報（定められた種類の緊急情報に限る）等により、予警報を市民に伝達するとともに、必要に応じて、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

3-2-1-2-2 ハザードエリア内の福祉施設等への周知

ハザードエリア内にある福祉施設、医療機関等に対しては、予警報、土砂災害警戒情報等を直接伝達する。

なお、避難所に避難を要する場合だけでなく、施設内において2階に避難する施設にあっても、移動に介助を要する場合に配慮して、早めの情報提供に努める。

資料編 4-4 ハザードエリア内の要配慮者利用施設一覧

3-2-2 警戒活動

(参考：警戒レベルと各種情報)

警戒レベル	避難情報	雨の情報	川の情報
1	—	早期注意情報	
2	—	大雨・洪水注意報	氾濫注意
3	高齢者等避難	大雨・洪水警報	氾濫警戒
4	避難指示	土砂災害警戒情報	氾濫危険
5	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生

3-2-2-1 土砂災害警戒活動

資料編 4-3 土砂災害ハザードエリア一覧

資料編 4-5 山地災害ハザードエリア一覧

3-2-2-1-1 第1次警戒体制

土砂災害ハザードエリアにおいて、警戒レベル3に該当する情報が出たときは、市は、次の警戒活動を行う。

- ・各ハザードエリアにおいてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める
- ・避難所に人員を配備する
- ・自治会等の地域コミュニティに協力を要請する
- ・ハザードエリア内の福祉施設、医療機関等に情報を伝達する
- ・高齢者等避難を発令する（発令基準は **3-4-2-1-1** 参照）

3-2-2-1-2 第2次警戒体制

土砂災害ハザードエリアにおいて、警戒レベル4に該当する情報が出たときは、市は、避難指示を行う（発令基準は **3-4-2-1-1** 参照）。

3-2-2-1-3 斜面判定制度の活用

市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

3-2-2 水防活動

3-2-2-1 巡回、点検

市は、浸水害ハザードエリアにおいて警戒レベル3に該当する情報が出たときは、重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、府の現地指導班長に報告する。

- ・堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
- ・堤防からの溢水状況
- ・樋門の水漏れ
- ・橋梁等の構造物の異常
- ・ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
- ・道路側溝、農業用水路でごみなどが溜まりやすい箇所の状況

3-2-2-2 資機材の点検整備

市は、水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

3-2-2-3 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常現象を発見したとき、または市民等から通報を受けたときは、当該異常の生じている施設・土地等の所有者または管理者、府、箕面警察署等の関係機関に通報するとともに、市民に対して注意喚起し、避難情報発令の措置を講じる。

(異常現象の例)

○地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動 等

○水害

堤防の亀裂、欠けまたは崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂または沈下 等

○土砂災害

・土石流

山鳴り、降雨時の川の水位低下、川の流れの濁り、流木の混在 等

・地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し 等

・がけ崩れ

湧水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 等

・山地災害

湧水の量の変化（増加または枯渇）、山の斜面を水が走る 等

3-2-2-4 豪雨・暴風等への警戒活動

3-2-2-4-1 上下水道

- ・応急対策要員の待機及び緊急参集の準備
- ・応急対策用資機材の準備

3-2-2-4-2 道路

- ・応急対策要員の待機及び緊急参集の準備
- ・応急対策用資機材の準備
- ・迂回、誘導等の危険回避措置

3-2-3 発災直後の情報収集伝達

資料編 2-7 箕面市災害対策本部 情報収集体制イメージ図
資料編 2-8 情報収集・伝達ルート図

3-2-3-1 被害状況の早期把握

市は、次の方法により、被害のある地域、被害規模等の早期把握に努める。

- ・市民からの通報（消防本部への通報含む）
- ・職員からの報告（各庁舎または公共施設の周辺状況、道路または上下水道施設等の被害状況、パトロールによる被害情報、勤務時間外にあっては参集途上の目撃情報等）
- ・箕面警察署等の関係機関からの被害情報 等

箕面警察署等の関係機関は、自らの活動中に把握した被害状況について、市と情報共有する。

また、SNS 等から得た情報については、その確度に留意し、情報の重要度、情報に付された場所・時間等の明確性、発信者の属性等の観点から情報のトリアージを行い、応急対策に反映する。

3-2-3-2 通信手段の確保

市及び関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

3-2-3-3 府及び国への報告

3-2-3-3-1 原則

被害状況等の報告は、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、府に対して行う。

また、応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

府への報告は、原則として府防災情報システム（ODIS）による。システムが使用できないときは、防災行政無線、電話、ファクシミリ等の手段による。

3-2-3-3-2 特例（直接速報）

○震度5強以上の地震時

地震が発生し、市域内で震度5強以上を観測したときは、被害の有無を問わず、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があったときは、市町村は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

3-2-4 災害広報

3-2-4-1 広報の内容

3-2-4-1-1 発災直後の広報

市は、発災直後に、主に市民に向けて以下の情報を広報する。

- ・地震の規模、余震の状況
- ・浸水、土砂災害の規模、気象等の状況
- ・避難指示等の避難情報 **風水害**
- ・二次災害の危険性
- ・災害対策本部の開設状況
- ・避難所の開設状況
- ・出火防止、初期消火の呼びかけ
- ・自治会等の地域コミュニティにおける安否確認、救助、災害時要援護者への支援等の呼びかけ
- ・地区防災委員会による活動開始の周知 **地震**
- ・避難所に避難を要する世帯への戸別通知 **風水害**

3-2-4-1-2 警戒レベルの広報 **風水害**

風水害時においては、災害から身を守るために市民がとるべき行動について、国が「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）で示す「警戒レベル」を用いて広報するものとする。

警戒 レベル	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報
1	最新情報に注意	—	早期注意情報	
2	避難方法を確認	—	大雨・洪水注意報	氾濫注意
3	危険な場所から 高齢者など避難	高齢者等避難	大雨・洪水警報	氾濫警戒
4	危険な場所から 全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報	氾濫危険
5	命を守って！	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生

3-2-4-1-3 発災から時間経過後の広報

市は、発災から一定時間を経過した後に、以下の情報を市民及び報道機関等に向けて広報する。

- ・被災状況とその後の見通し
- ・被災者のために講じている施策
- ・ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ・医療機関等の生活関連情報
- ・交通規制情報
- ・救援物資の配布等に関する情報 等

3-2-4-2 広報の方法

市民への広報手段は、情報通信機器による伝達のみに依存せず、情報通信インフラ壊滅時にも対応できる手法を併用し、かつ、音声情報、視覚情報、多言語情報等、情報の多様化に努める。

3-2-4-2-1 速報性の高い広報手段

- ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送
- ・コミュニティFMタッキー816による放送
- ・市ホームページによる情報配信
- ・市民安全メール（日本語・英語）、X、LINE、箕面くらしナビ等による情報送信
- ・エリヤメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る）
- ・広報車による現場広報（主として、広報の対象が局地的な場合に用いる）

- ・防災行政無線の戸別受信機への情報送信

3-2-4-2-2 持続性の高い広報手段

- ・広報紙の臨時発行、内容変更
- ・避難所での広報紙及びチラシの掲示、配布
- ・ホームページへの掲載

3-2-4-2-3 災害時要援護者への配慮

視覚情報（ホームページ、市民安全メール（日本語・英語）、X、LINE、箕面くらしナビ、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報、広報紙の臨時発行、チラシ等）と聴覚情報（防災行政無線、コミュニティFMタッキー816、広報車）を組み合わせ、複合的に広報を行うことにより、多様な市民への情報到達をめざす。

身体の状況または障害特性等により、これらの一斉発信による情報伝達が困難な場合は、個々の状況に応じて必要かつ合理的な配慮を行う。

外国人に関しては、公益財団法人箕面市国際交流協会等の協力を得て、コミュニティFMタッキー816による多言語放送、市民安全メールの英語版の配信、ホームページでの多言語表記等に努める。

なお、避難所でのチラシ掲示等に際しては、文字を大きくする、文章を短くする、平易な表現にする、すべての漢字に振り仮名を振る、掲示内容を拡声器で放送する等の対応により、多様な市民への情報伝達を行う。

3-2-4-3 広報体制

市は、市災害対策本部に災害広報責任者を置き、情報を一元化する。

特に報道機関への情報提供については、災害広報責任者を通して行う。ただし、コミュニティFMタッキー816にあっては、市災害対策本部内に取材スタッフが常駐し、自ら本部内の情報を収集、放送するものとする。

3-2-4-4 市民の安否情報の外部提供

死者・行方不明者、または避難者の情報を外部提供するときは、市災害対策本部で一括管理し、家族・親族・知人等の安否を確認するに足る最小限の情報量とするよう配慮した上で提供する。

3-3 消火、救急・救助、医療救護

3-3-1 消火、救急・救助活動

3-3-1-1 消防本部の体制

市は、消防本部において初動体制を確立し、災害態様、被害規模等に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合は、延焼阻止線を設定し、効率的な消防隊の運用により、火災の鎮圧に努める。

また、箕面警察署等と密接に連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施する。

延焼火災及び救急・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する等、救命効果の高い活動を実施する。

3-3-1-2 消防団への指令

市は、市内各地域の燃焼状況等に応じ、消防団に対して適切な指揮・指令を行うよう努めるとともに、被害が甚大で状況が混乱する事態になったときは、各分団に対し、各々が分団内の指揮命令系統により自律的に活動するよう指令する。

3-3-1-3 市災害対策本部の体制

市災害対策本部に通報された消火、救急・救助事案について、消防本部とのリアルタイムの情報共有に努めるとともに、道路啓開や災害広報による避難誘導等により、被害の拡大防止、消火活動等の後方支援に資する応急対策を総合的に実施する。

3-3-1-4 地区防災委員会との連携 地震

電話回線の不通等により、市災害対策本部や消防本部への通報ができないときの被害情報、地域における安否確認結果またはそれに基づく救急・救助要請等は、地域住民が避難所を拠点とする各校区の地区防災委員会に報告する。

市災害対策本部は、避難所備え付けの無線機等によりその情報を得て、地区

防災委員会による救助または避難支援活動等を支援する。

消防団においては、市災害対策本部または消防本部からの指令が途絶したときは、各校区の地区防災委員会において、地域の消火、救急・救助事案に係る情報を入手して活動する。

3-3-1-5 他市からの応援の受け入れ

緊急消防援助隊が現地入りしたときは、あらかじめ定めた外部支援受け入れ拠点を受け入れ及び活動拠点とする。

災害時相互応援協定等を締結している自治体から、消防または救急部隊が派遣された場合も同様とする。

資料編 3-1 外部支援受け入れ拠点一覧・位置図
資料編 3-2 みのおキューズモール周辺図

3-3-2 医療救護活動

3-3-2-1 医療情報の収集

資料編 2-15 現地医療体制のイメージ図

3-3-2-1-1 主要医療機関の状況確認

市は、市内の主要な医療機関の被害状況を迅速に確認し、医師等の出務状況も踏まえ、応急患者の受け入れが可能な程度を把握する。

主要な医療機関においてライフラインの断絶等により医療提供に支障が生じているときは、必要に応じてライフライン事業者に情報提供し、復旧に対する対策を依頼する。

その他の開業医等の状況については、三師会を通じて把握する。

なお、市民への発災直後の応急医療の提供は、原則として応急救護所で対応するものとし、市民への医療機関に関する情報提供は、市域全体の状況を俯瞰した上で、適切な誘導を行う。

3-3-2-1-2 人的被害、医療ニーズの確認

市は、市災害対策本部、消防本部への通報、各校区の地区防災委員会からの報告等から、人的被害の状況と医療ニーズを可能な限り把握し、府に報告する。

箕面警察署等の関係機関は、自らの活動中に把握した人的被害の状況を市災害対策本部に報告する。

3-3-2-1-3 救急医療情報の入手及び発信

市は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を使用して、府内医療機関の被害状況や患者受け入れ態勢を把握し、また本市医療機関の情報を発信する。

3-3-2-2 発災直後の医療の確保

3-3-2-2-1 応急救護所の開設

市は、災害の状況により、適切な場所に応急救護所を開設する。
三師会は大規模災害時、市の要請に基づき負傷者の治療を実施する。
なお、応急救護所においては、トリアージ、軽症者の手当、重症者の搬送前の応急手当を行う。

3-3-2-2-2 医療救護所（医療機関常設型）の開設

市は、市立病院に準じる医療を提供できる医療機関に医療救護所（医療機関常設型）を開設する。
医療救護所（医療機関常設型）においては、市災害医療センター（市立病院）と並んで、応急救護所におけるトリアージにより応急救護所で対応できないと判断された重症者の搬送を受け入れる。

3-3-2-2-3 医療救護班の編成

市は、市立病院の医師、看護師等を中心に医療救護班を編成し、主に応急救護所の応援に派遣する。

市立病院職員だけで十分な医療救護班を編成できないときは、三師会の医師等を含めて編成する。

3-3-2-4 外部からの医療救護班の受け入れ

市は、市単独で十分対応できない負傷者等が発生している場合には、府及び協定締結自治体等に対し、医療救護班の派遣要請を行う。

外部から医療救護班が派遣され、または医療ボランティアが現地入りしたときには、外部支援受け入れ拠点で受け入れ、市立病院の医療救護班に合流して医療活動を実施する。

3-3-2-3 市外への広域搬送

市災害医療センター（市立病院）において対応できない状況の患者が発生したとき、または市内における受け入れ能力を超えたときは、府等と連携し、市外の災害拠点病院等に広域搬送する。

3-3-2-4 患者の搬送体制

患者の応急救護所から医療救護所または市立病院への搬送、または市外への陸送による広域搬送の要員には、医療スタッフを現場に確保するため、医療スタッフ以外の者を優先的に充てる。

特別に緊急を要する広域搬送等で、府等への要請によりヘリコプターを使用できるときは、災害時用臨時ヘリポートを利用する。

3-3-2-5 応急救護所の閉鎖と巡回医療班による臨時医療救護所

災害による外傷の応急救護所が一定落ち着いた時点（発災後3日から1週間程度を想定）で、応急救護所を閉鎖する。

それ以降は、市立病院を中心に、三師会の協力及び外部からの支援等を得て、診療科ごとの巡回医療班を編成し、避難所を巡回することにより、避難所の保健室に臨時医療救護所を開設（医療班の巡回時のみ臨時開設）する。

3-3-2-6 医薬品等の確保・供給活動

発災直後にあっては、各避難所に備蓄している応急救護所用品を用いて応急救護所を運営する。その後は、薬剤師会の協力を得て、調剤薬局等の流通在庫、災害時応援協定を締結しているドラッグストア等の店頭在庫等を確保し、各救護所等に供給する。

3-3-2-7 継続的医療の確保

3-3-2-7-1 投薬

平常時から持病等で投薬を受けている市民には、開業医等が開院していれば原則として開業医等で、受診できる開業医等がなければ、避難所の巡回医療班による臨時医療救護所で投薬を受けるよう広報する。

3-3-2-7-2 個別疾病対策

人工透析等、継続的医療が必須となる疾病については、市内医療機関での対応を優先し、市内で対応できないときは、市外の特定診療災害医療センター等への移送を行う。

3-4 安否確認、避難収容

3-4-1 地震時の安否確認と避難支援

3-4-1-1 自治会等の地域コミュニティにおける安否確認 地震

市民は、大規模地震の直後には、「向こう三軒両隣」の住民間で声を掛け合い、互いに救助や避難支援が必要な状況にないか確認する。

確認し合った結果は、自治会等の地域コミュニティ単位であらかじめ決めた地域防災ステーション等の活動拠点（集合場所）に持ち寄り、集約した上で地区防災委員会に報告する。地域コミュニティだけで対応できない状況にあるときは、地区防災委員会に救援を要請する。

3-4-1-2 地域住民による避難行動要支援者の安否確認 地震

大規模地震により甚大な被害が発生し、高齢者、障害者等の速やかな網羅的安否確認が必要になったときは、地区防災委員会は、避難所に保管されている災害対策基本法第49条の11第3項に基づく災害時に利用する避難行動要支援者名簿を開封する。

開封した避難行動要支援者名簿は、地域住民（避難所運営支援のため集合し

た市民、避難者のうち体調に問題のない者、自治会等の安否情報を報告に来た市民など）に分散配布する。

名簿の配布を受けた者は、手分けして名簿登載者の安否確認を実施する。

3-4-1-3 避難行動要支援者の避難支援 地震

災害時に利用する避難行動要支援者名簿による安否確認が開始されるよりも早い段階又は地震の規模が小さい場合であっても、避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により、平常時に利用できる避難行動要支援者名簿の情報に基づき避難行動要支援者の状況、避難の要否を確認する。

避難支援を要する場合で、自ら支援することが困難な時は、地区防災委員会に避難支援者の確保を要請する。

3-4-1-4 避難ルートの安全確認と啓開 地震

家屋の損壊被害が甚大なときは、自治会等の地域コミュニティ及び地区防災委員会は、地域の主要な道路の安全確認を行い、障害物の除去、または住民に対し迂回路の指示等を行う。

3-4-2 風水害時の避難支援

資料編 4-3 土砂災害ハザードエリア一覧
資料編 4-5 山地災害ハザードエリア

3-4-2-1 避難情報の発令 風水害

3-4-2-1-1 避難情報の発令基準 風水害

〔土砂災害〕

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
次の①または②の場合		
高齢者等避難警戒レベル3	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が2時間先までに土砂災害発生危険基準線（CL）を超過し、さらに降雨が継続する場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝にかけて大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い場合	2時間先までにCLを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目 降雨が予想される雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
次の①から⑤までのいずれかの場合		
避難指示警戒レベル4	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が1時間先までに土砂災害発生危険基準線（CL）を超過し、さらに降雨が継続する場合	1時間先までにCLを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（CL）を超過したとき	「実況」でCLを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	③土壤雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが紫色になった）とき	紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	④大雨警報（土砂災害）が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	ハザードエリアを含む全町丁目
	⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる防風を伴い接近・通過することが予想される場合	ハザードエリアを含む全町丁目

緊急安全確保 警戒レベル5	次の①または②の場合	
	①大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき	黒色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でCLを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋
②土砂災害の発生が確認されたとき		新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋

〔水害〕

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
高齢者等避難 警戒レベル3	水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/1000年）以上の箇所を含む町丁目
避難指示 警戒レベル4	水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/1000年）以上のメッシュ内の家屋
緊急安全確保 警戒レベル5	水位観測所での水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/1000年）以上のメッシュ内の家屋
	大雨特別警報（浸水害）が発表された場合	
	現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき	

なお、避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況であるため、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令するものである。

3-4-2-1-2 避難情報の発令と広報 **風水害**

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、防災行政無線、コミュニティFMタッキー816、広報車等の聴覚情報、市民安全メール（日本語・英語）、X、LINE、箕面くらしナビ、ホームページへの掲載、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報（定められた種類の緊急情報に限る）等の視覚情報を複合的に利用し、市民に広報する。

3-4-2-1-3 市民がとるべき避難行動

発令の種類	市民がとるべき避難行動
高齢者等避難警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所への避難を開始 その他避難所に避難を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始 災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始
避難指示警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所へ避難 「2階に避難」の対象世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難 「避難所に避難」の対象世帯の者で、避難所までの移動が危険な場合は、近隣の高く堅牢な建物に移動するなど、生命を守るための最低限の行動を実行
緊急安全確保警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難することがかえって危険である場合、屋内でもより安全な場所に移動する等緊急的な避難行動をとる。 直ちに生命を守るため、高所への移動、近傍の堅牢な建物への退避その他の緊急に安全を確保する行動を実行

3-4-2-1-4 警戒区域の設定

市は、災害対策基本法第63条の規定により、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限または禁止し、現に区域内にいる者に対しては、当該区域からの退去を命じる。

3-4-2-2 避難行動要支援者の避難支援 風水害

避難支援等関係者は、必要と判断したときは、特に避難所に避難を要する世帯の避難行動要支援者を優先的に、その状況及び避難の要否を確認する。

避難所への移動に支援が必要な場合で、自ら支援が困難な場合は、市災害対策本部に支援を依頼し、市災害対策本部は、避難誘導の人員を派遣する。

また、避難支援等関係者は、自らの判断で自治会等の地域コミュニティに対し、直接、避難行動要支援者の避難支援を要請することができる。

3-4-3 児童・生徒等の安全確保

3-4-3-1 地震時の児童・生徒等の安全確保

3-4-3-1-1 児童・生徒在校時の対応 地震

小・中学校の児童・生徒の在校時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者が学校に迎えに来るまで、児童・生徒は学校に留め置く。

保護者への引き渡しに時間を要し、児童・生徒を宿泊させる必要があるときは、学校でそのまま、一般避難者とは別エリアに宿泊させる。ただし、北小学校は中央生涯学習センター・メイプルホールに、萱野北小学校は第二中学校に、第一中学校は西小学校に、早い時期に児童・生徒を移動させ、一般避難者とは別エリアに宿泊させる。

なお、登下校中に大きな地震が起きたときは、登校中・下校中いずれも、自宅か学校の近いほう、またはより安全なほうに避難させる。

3-4-3-1-2 休校措置 地震

震度5弱以上の地震が発生したときは休校とし、学校施設、通学路等の安全確認、避難所機能との調整等を完了した後、学校から保護者に連絡した上で授業を再開する。

3-4-3-2 風水害時の児童・生徒の安全確保

3-4-3-2-1 児童・生徒在校時の対応 風水害

気象及び周辺の状況により、下校時間の繰り上げ、繰り下げ等を判断する。下校時間の繰り上げについては、学校から保護者に連絡する。

3-4-3-2-2 登校時または自宅待機中の対応 風水害

小学校及び中学校の児童・生徒の登校時に、特別警報又は暴風、大雨若しくは暴風雪警報が発表されているときは、児童・生徒は自宅に待機する。午前9時までに警報等が解除されればその時点で登校し、午前9時の時点で警報等が発表されていれば休校とする。

ただし、とどろみの森学園を除く小学校及び中学校については、大雨警報（土

砂災害)のみの発表時を除く。

また、市の避難情報を発令している地域を含む中学校区内にある小学校及び中学校については、市の避難情報「高齢者等避難」、「避難指示」又は「緊急安全確保」が発令された場合も、同様の対応とする。

ただし、特別警報又は暴風、大雨若しくは暴風雪警報の発表前に、市の避難情報が発令された場合及び特別警報又は暴風、大雨若しくは暴風雪警報解除後も、市の避難情報が解除されない場合の休校判断は、教育委員会が行う。

3-4-3-3 幼稚園、保育所の子どもの安全確保

幼稚園、保育所についても、小・中学校と同等の安全対策を講じることとする。

3-4-4 避難所の開設・運営

3-4-4-1 地震時の避難所の開設・運営

資料編 3-8 避難所一覧・位置図

3-4-4-1-1 開設 地震

震度5弱の地震が発生したときは、地区防災スタッフが避難所に参集し、避難者が避難してきた場合は、避難所を開設すると同時に、地区防災委員会の役員を招集する。

震度5強以上の地震が発生したときは、地区防災スタッフと地区防災委員会の役員が避難所に参集し、避難所を開設する。

3-4-4-1-2 運営 地震

地区防災委員会の役員の指揮により、避難者、地域住民、小・中学校の職員等を組織し、避難所を運営する。

避難所の運営に関しては、市災害対策本部と連携を密にし、救援物資、ボランティア等、外部支援の要請、受け入れ等を行う。

3-4-4-2 風水害時の避難所の開設・運営

3-4-4-2-1 開設 **風水害**

気象予警報等により、災害の発生が予測される場合は、施設管理者及び市災害対策本部職員が避難所となる学校に待機し、高齢者等避難により避難してきた避難者の受け入れに当たる。

避難指示の発令時には、市災害対策本部職員を増派して避難所を開設する。

3-4-4-2-2 運営 **風水害**

市災害対策本部職員が避難所を運営する。

3-4-4-3 避難所における災害時要援護者への支援

高齢者、障害者等が避難してきたときは、あらかじめ定めた要援護者エリアに収容する。

ただし、被害の発生状況等により避難者数が多数になると予測されるときは、要援護者エリアに収容する避難者を身体状況等に応じて決める。

避難者が要継続支援者である場合は、福祉的または医療的ケアの担い手を確保し避難所に派遣するか、ケアを受けられる福祉避難所等に移送する。

資料編 3-9 福祉避難所一覧

3-4-4-4 避難所への物資の供給

3-4-4-4-1 食糧・生活用品の供給

避難所において食糧及び生活用品の需要が生じたときは、災害時物流システムを使用して災害対策本部に供給を要請する。

災害対策本部は、備蓄物資または外部からの救援物資の在庫とマッチングし、不足分を調達するとともに、マッチングした物資から順に避難所に供給する。

3-4-4-4-2 燃料の供給

電気が復旧するまでの間、避難所で発電機に使用するガソリンが枯渇しないよう、災害対策本部は、避難所からの要請を待たずガソリンの供給に努める。

夏季及び冬季においては、避難所（学校施設に限る）の体育館の空調設備のためのプロパンガスを供給するため、関係事業者に対応を要請する。

3-5 交通対策、緊急輸送活動

3-5-1 交通規制・交通の維持復旧

市は、その他の道路管理者や箕面警察署等の関係機関と協力し、緊急交通路の確保を優先に、次の措置を講じる。

市は、市道の道路管理者としてその業務にあたる。

資料編 3-12 緊急交通路位置図

3-5-1-1 交通規制

- ・道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を箕面警察署と相互に共有するとともに、府に報告する。
- ・道路の破損、欠損等により通行が危険である場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、箕面警察署及び他の道路管理者等と協議の上、区間を定めて通行を禁止し、または制限する。
- ・交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等を行う。
- ・緊急車両の通行の妨害となる車両その他の物件について、通行を確保するため必要な措置を講じる。
- ・鉄道が運休した場合において、市内3か所の踏切の開閉状況について鉄道事業者と情報を共有し、連携して緊急車両の通行を確保する措置を講じる。

3-5-1-2 維持復旧

- ・道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両等の移動を、協定締結事業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。
- ・復旧に時間を要する箇所は、代替道路の確保に努める。
- ・作業にあたっては、箕面警察署及び他の道路管理者等と相互に協力する。
- ・除去した障害物については、各道路管理者が廃棄または保管の措置をとる。
- ・通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡する。

3-5-1-3 緊急交通路の状況及び利用に関する広報

医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止するため、防災行政無線、コミュニティFMタッキー816、市民安全メール等を利用して市民に広報する。

3-5-2 緊急輸送活動

3-5-2-1 航空輸送基地の確保

市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。

箕面有料道路（グリーンロード）の寸断等により市北部地域が物理的に孤立したときは、とどろみの森学園グラウンドについても同様の措置をとる。

資料編 3-3 災害時用臨時ヘリポート一覧・位置図

3-5-2-2 緊急輸送体制の確保

市は、公用車両の被害状況を確認し、使用可能なもので緊急通行車両届出済証の事前交付を受けているものは、箕面警察署に標章の交付申請を行う。

また、外部からの救援車両等、事前に届出していない車両については、別途、箕面警察署に緊急通行車両等の確認申請を行う。

いずれの車両についても、緊急通行車両である旨を第三者から容易に視認できる証票を車両の前面・両側面・背面に掲示する。

併せて協定締結事業者等の被害状況等を確認し、提供可能な輸送力を確認する。

3-6 二次災害防止、ライフライン確保

3-6-1 公共施設応急対策

3-6-1-1 公共土木施設等

市は、市が管理する公共土木施設（市道、下水道、公園、河川等）について、施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被害状況を早期に把握するとともに、土砂災害等により施設が被災した場合は、次の措置を講じる。

- ・被災箇所、被害状況等を直ちに関係機関に通知する
- ・被災箇所、被害状況等を市民に周知する
- ・被害拡大の応急措置を講じる
- ・被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、被災施設・危険箇所への立ち入りを制限し、または市民を避難させる
- ・倒木により土砂災害が拡大するおそれがあるときは、森林組合等の協力を得て、倒木の除去に努める

3-6-1-2 公共建築物

市は、市有建築物の点検を速やかに行い、被害状況を早期に把握するとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険のある建物への立ち入り禁止措置や、倒壊構造物の除去等を行う。

3-6-2 民間建築物等応急対策

3-6-2-1 民間建築物等

3-6-2-1-1 民間建築物

市は、被害状況を把握して府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者にその応急危険度を周知し、二次災害の防止を図る。

3-6-2-1-2 宅地

市は、被害状況を把握して府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者にその危険度を周知し、二次災害の防止を図る。

3-6-2-1-3 空き家等

市は、必要に応じて、空き家等の所有者を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

3-6-2-2 危険物施設等

危険物施設等の設置者等は、爆発等の二次災害防止のため、点検、応急措置を行う。

市は、爆発等により大きな被害が発生するおそれがあるとして、危険物施設等の設置者等から連絡があった場合は、箕面警察署等とともに、施設及びその周辺区域への立ち入り制限等を実施する。

3-6-2-3 農業用施設等

市は、農業用施設等の所有者、管理者等に協力し、施設の点検等により被害状況の早期把握に努める。

農地、施設等に被害が生じたときは、付近を通行する車両や人に危害が及ばないよう安全確保措置をとる。

3-6-3 ライフラインの確保

3-6-3-1 上水道

市は、大規模地震の際には、大阪広域水道企業団が設置する震災対策中央本部の北大阪ブロック本部に連絡員を派遣し、連携及び情報収集を図るとともに、市内施設をすみやかに点検し、被害拡大のおそれがあるときは、直ちに施設の

稼働停止または制限を行い、必要に応じて、関係機関に通報する。

被災管路等の復旧に最優先に取り組むとともに、協定締結自治体等に応援を求め、早期の応急給水を要する医療機関、社会福祉施設等への給水体制を確保する。

3-6-3-2 その他のライフライン

電気、ガス、電話、放送などのライフラインを所管する者は、施設の応急復旧に要する人員を迅速に確保し、発災直後の施設・設備の点検、応急復旧等を実施する。

必要に応じ、市民への周知・広報について市に協力を依頼し、また、通行者の安全確保等のための交通規制を箕面警察署等の関係機関に要請する。

3-7 被災者の生活支援

3-7-1 災害救助法による救助

(救助の種類)

- ・収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ・炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者の救出
- ・災害にかかった住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・死体の搜索及び処理
- ・災害によって住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3-7-2 緊急物資の供給

市は、給水活動（水質検査及び消毒を含む。）を円滑に実施し、食糧・生活必需品等の物資を確保、供給するため、次の措置を講じる。

3-7-2-1 給水

- ・協定締結自治体への応援要請
- ・避難所における給水の実施
- ・備蓄水の配布
- ・住民への給水活動に関する情報の提供
- ・臨時給水拠点における給水車による給水の実施
- ・仮設給水栓からの給水開始の実施
- ・応急仮配管の敷設による給水の実施

3-7-2-2 食糧・生活必需品の供給

3-7-2-2-1 発災直後の措置

- ・避難者への備蓄物資の供給
- ・避難所ごとの必要量の把握
- ・備蓄物資枯渇時期の試算
- ・協定締結事業者からの物資の調達
- ・協定締結自治体への応援要請
- ・近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪支部等への応援要請（応援要請した場合は、府に報告を要する）

3-7-2-2-2 備蓄物資枯渇後に向けた措置

避難所及び各家庭での備蓄物資が枯渇する発災後4日目に向けて、救援物資配布拠点から各避難所までの物資配送のための人員、車両等を配備する。

在宅被災者に対する食糧等の配布は、避難所において、原則として自治会等の地域コミュニティに対して行う。配布の日時等については各地区防災委員会と調整の上（地震時のみ）、避難所への掲示、防災行政無線、コミュニティFMタッキー816、市民安全メール等により市民に広報する。

3-7-2-3 電源の供給

停電が継続する場合は、在宅被災者の携帯電話などを充電するための充電スポットを設置する。

充電スポットは、避難所のほか、庁舎、公共施設（主に平常時から不特定多数の利用者が利用する施設）とする。

3-7-3 住宅の応急確保

3-7-3-1 被災住宅の応急修理

市は、府から委任があったときは、災害救助法に基づき、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

3-7-3-2 住居障害物の除去

市は、府から委任があったときは、災害救助法に基づき、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

障害物の除去に対しては、必要に応じて、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を府に要請する。

3-7-3-3 公共住宅への一時入居

応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借り上げに時間要する場合は、被災者の住宅を確保するため、市営住宅等の空き家への一時入居措置を講じる。府から委任があったときは、応急仮設住宅の建設及び供与を市が行う。

3-7-3-4 応急仮設住宅の借り上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、応急仮設住宅の建設状況に応じ、民間賃貸住宅を借り上げて供与を行う。

3-7-3-5 応急仮設住宅の建設

府は、災害救助法に基づき、住宅が全壊または流失し、住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、供与しようとするときは、その建設場所、建設戸数等について市と十分に調整を行う。

3-7-3-6 住宅に関する相談窓口の設置

応急仮設住宅、空き家、融資等、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置するとともに、民間賃貸住宅への被災者の入居を確保するため、不動産関係団体等に協力を要請する。

3-7-4 教育環境の復旧

3-7-4-1 児童・生徒の所在確認

学校は、発災直後の安否確認のほか、市外への避難、応急住宅等への入居等による転居等、児童・生徒の動向の把握に努める。

3-7-4-2 教育施設の応急整備

市は、公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧または代替校舎の確保に努める。

相当数の避難者が学校施設に滞在しているときは、避難者の居住スペースと授業実施スペースを分離する、避難者を別の施設に移す等の措置について、地区防災委員会（地震時のみ）を含めて調整する。

3-7-4-3 応急教育の実施

児童・生徒に対し、応急教育を実施するとともに、他府県における児童・生徒の受け入れ等の応援が受けられるときは、転校手続き等の弾力的運用を図る。

3-7-4-4 児童・生徒の健康管理

被災児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

3-7-5 巡回相談等の実施

3-7-5-1 巡回相談班の編成

市は、健康相談、栄養相談、心の健康相談、生活相談等、被災者の生活及び生活再建に向けて必要な相談業務を総合的に実施するため、保健師、栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、法律関係者等により巡回相談班を編成する。

3-7-5-2 巡回による総合相談の実施

巡回相談班は、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等を巡回し、総合相談窓口を開設する。

3-7-6 自発的支援の受け入れ

3-7-6-1 ボランティアの受け入れ

3-7-6-1-1 受け入れ窓口の開設

市社会福祉協議会は、あらかじめ定める外部支援受け入れ拠点に災害ボランティア・センターを特設し、ボランティアの受け入れを実施する。

3-7-6-1-2 総合調整の実施

市社会福祉協議会は、市災害対策本部と密に連携してニーズを把握し、ボランティア活動の総合調整を行う。

ボランティアの宿泊拠点、活動に要する資機材等については、市社会福祉協議会が手配する。宿泊拠点は、ボランティアの活動拠点に近い災害対策活動拠点に分散する。

3-7-6-1-3 ボランティアニーズの外部発信

市社会福祉協議会は、市内のボランティアニーズについて全国に発信する。

3-7-6-1-4 海外からの支援の受け入れ

府が国と調整の上、海外からの支援の受け入れを決めたときは、他のボランティアと同様の受け入れを行う。案内者、通訳等の確保要請があったときは、市国際交流協会等に協力を求める。

3-7-6-2 義援金品の受付・配分

3-7-6-2-1 義援金

赤十字、赤い羽根共同募金、自治体等が受け皿となって一括して集め、寄付された全額が被災者への見舞金となる「義援金（義捐金）」については、次のとおり取り扱う。

- ・市に寄託される義援金は、市役所本庁舎で受け付ける。
- ・配分方法については、関係機関等で設置する義援金配分委員会で協議して決定する。
- ・市に寄託された義援金のほか、府または日本赤十字社等から配分を委託された義援金の配分も実施する。

3-7-6-2-2 支援金

災害支援を行う団体等の活動資金や自治体の復興事業に使用できる「支援金」については、次のとおり取り扱う。

- ・市に寄託される支援金は、市役所本庁舎で受け付ける。
- ・市に寄託された支援金は、市への寄付金として収納し、災害対応または復興事業に充当する。
- ・災害支援団体等を指定しての支援金は、各団体で直接受け付ける。

3-7-6-2-3 救援物資

物資の受け入れは、あらかじめ定めた外部支援受け入れ拠点で行う。
物資は、拠点から避難所まで輸送し、避難所において、原則として自治会等の地域コミュニティを通じて配分する。

資料編 3-1 外部支援受け入れ拠点一覧・位置図
資料編 3-1-1 総合保健福祉センターへのアクセスルート

3-8 社会環境の確保

3-8-1 保健衛生活動

3-8-1-1 防疫活動

市は、防疫に必要な薬品を調達、確保し、府の指導・指示により、次の防疫活動を実施する。

- ・消毒措置の実施
- ・鼠族、昆虫等の駆除
- ・避難所の防疫指導
- ・臨時予防接種
- ・衛生教育及び衛生に関する広報活動
- ・その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により必要な措置

3-8-1-2 被災者の健康維持活動

3-8-1-2-1 巡回相談等の実施

避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、外部からの支援を受け、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。

巡回相談等の際には、被災者の健康状態の把握に努め、医療を要する在宅療養者等を把握し、医療機関の受診等について支援・助言するとともに、健康状態の改善や維持のための保健指導等を実施する。

なお、巡回相談は、保健師を含む多様な相談員により巡回相談班を編成し、心の健康相談等と一体的に実施する。

3-8-1-2-2 心の健康相談等の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）、生活の激変による依存症、環境激変による精神疾患患者の発生状況、または通院患者の医療中断状況等を踏まえて、必要に応じ、外部の支援を受け、精神科医等の専門家を含む多様な相談員により巡回相談班を編する。

3-8-1-3 動物保護等の実施

3-8-1-3-1 被災地域における動物の保護・収容

府、箕面市獣医師会、ボランティア等と協力し、飼い主不明の負傷動物や逸走状態の動物の保護・収容等を行う。

3-8-1-3-2 動物による人への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人に危害が及ぶおそれがあるときは、府、箕面警察署等とともに、被害の未然防止措置をとる。

3-8-2 廃棄物の処理

3-8-2-1 し尿処理

避難所運営者（大規模地震時にあっては地区防災委員会、風水害時にあっては市）は、速やかに仮設トイレを設置する。

市は、上下水道施設及びし尿希釈設備の被害状況を把握し、復旧見込みを試算するとともに、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ体制を早急に整備する。

し尿希釈設備の復旧に時間要する場合は、府、他自治体、関係団体等に応援を要請する。

3-8-2-2 ごみ処理

避難所運営者（大規模地震時にあっては地区防災委員会、風水害時にあっては市）は、避難所の衛生管理に配慮して、ごみをあらかじめ定めた場所に分別して集積する。

市は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、復旧見込みを試算するとともに、道路状況、人員等を勘案して、通常の収集体制をとることができないときは、防疫上早期の収集が必要なごみのみを拠点回収する。

ごみ処理施設の被害が大きく、収集したごみを処理できない場合は、仮置き場、一時保管場所を公共用地等に設置し、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、衛生状態を保つ。

ごみ処理施設の復旧に時間要する場合は、府、他自治体、関係団体等に応援を要請する。

3-8-2-3 がれき処理

市は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

がれきの適正な分別・処理・処分、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努めるとともに、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、市民および作業者の健康管理、安全管理に十分配慮する。

自らのごみ処理施設で処理できない場合等、必要に応じて、府、他自治体、関係団体等に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容等の調整を行い、効率的に災害廃棄物等の処理に努める。

3-8-3 遺体の処理、火葬等

3-8-3-1 遺体の安置

土砂災害等により局地的な被害が発生し、死者が少数であると見込まれる場合は、市立聖苑に遺体を安置し、警察による検査、遺族による身元確認等を行う。

大規模地震等により、多数の死者が発生すると見込まれる場合は、市立第一運動場市民体育館（スカイアリーナ）に遺体安置所を開設し、警察による検査、

遺族による身元確認等を行う。

3-8-3-2 火葬施設等の確保

市立聖苑の火葬炉の被災状況及び稼働可能状況を把握し、早急な応急復旧を実施するとともに、十分な火葬施設が確保できないときは、府、他市町村等に応援を要請する。

3-8-3-3 身元不明の遺体

市は、身元不明の遺体については、箕面警察署、その他関係機関に連絡する。連絡を受けた機関は、その調査にあたる。

3-8-3-4 遺族による引き受けが困難または不可能な遺体

遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わって実施するため、次の措置を行う。

- ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置（市内葬儀業者への委託を含む）
- ・火葬等に相当の時間を要する場合は、ドライアイスの設置等、遺体の衛生状態の保持
- ・火葬
- ・遺骨の一時保管

3-8-4 社会秩序の維持

3-8-4-1 市民への呼びかけ

円滑な応急対策の推進、実情周知による人心の安定、流言飛語の防止、さらには復興意欲の高揚を図るため、市は、被害状況及び応急・復旧対策に関する情報を市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

3-8-4-2 警備活動

避難所をはじめ被災地域において、混乱に乘じた公共秩序を乱す悪質な行為が行われないよう、市は、市民と協力して自警活動を行う。

箕面警察署は、避難所及び被災地域を巡回する等、警備活動を実施する。

3-8-4-3 物価の安定及び物資の安定供給

食糧または生活必需品等の買い占め、売り惜しみ等により物価が高騰しないよう監視するとともに、商業者と協力し、消費者に生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

不足量については、府と連携し、物資が速やかに市場に流通されるよう、広域的な応援を要請する。

3-9 事故等災害時の応急対策

3-9-1 道路災害応急対策

市及び箕面警察署は、市域において大規模な道路事故による災害が発生し、または災害となるおそれがある場合は、災害の防御、被害の軽減等、災害応急対策を実施する。

- ・速やかに被災者の避難誘導等の措置を講じる。
- ・危険物等の流出のおそれがあるときは、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導を行い、二次災害の防止に努める。
- ・迂回路を設定し、市民に広報する。
- ・負傷者の救急・救助活動を行う。
- ・迅速な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。
- ・災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3-9-2 鉄道災害応急対策

市域において、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、鉄軌道事業者、箕面警察署等と相互に連携して、災害の拡大防止、負傷者の救急・救助活動等を実施する。

3-9-3 航空機災害応急対策

市域において、航空機の墜落等の大規模事故による災害が発生した場合には、航空事業者、箕面警察署等と相互に連携して、災害の拡大防止、負傷者の救急・救助活動等を実施する。

3-9-4 危険物等災害応急対策

市域の危険物、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等の取扱施設等において、大規模な危険物等事故による災害が発生し、または災害となるおそれがある場合には、市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と、状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携等、必要な措置を講じるよう指導する。

また、施設の管理責任者と密接な連携を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、必要に応じて警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な措置を講じる。

3-9-5 高層建築物、市街地の火災等による災害応急対策

3-9-5-1 火災警報

府知事から、大阪管区気象台より気象の状況が火災の予防上危険であるとして通報を受けた旨、市に伝達があったときは、市は、必要に応じて、箕面市火

災警報発令基準に基づき火災警報を発令し、市民に対し、防災行政無線、コミュニティFMタッキー816、市民安全メール等で広報する。

3-9-5-2 火災応急対策

市域において、高層建築物または市街地火災等による災害が発生し、または災害となるおそれがある場合には、市は、人命救助を最優先に実施した上で、次の措置を講じる。

3-9-5-2-1 ガス漏洩事故

- ・消防活動体制の確立
- ・ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- ・火災警戒区域の設定
- ・周辺住民の避難誘導
- ・負傷者の有無の確認及び救急・救助

なお、ガスの供給遮断は原則として大阪ガスネットワーク(株)が行うが、大阪ガスネットワーク(株)の到着が消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断し、その旨を直ちに大阪ガス(株)に連絡する。

3-9-5-2-2 火災等

- ・救助活動体制の確立
- ・活動時における情報収集、連絡
- ・高層建築物の消防用設備等の活用
- ・高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- ・水損防止対策

3-9-5-2-3 応援要請

市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、府、箕面警察署、協定締結自治体等に応援を要請する。

3-9-5-2-4 高層建築物の管理者等の応急対策

ガス漏れ、火災等が発生した場合は、高層建築物の管理者等は、消防機関に対し、通報するとともに、被害状況、応急対策活動の状況等を報告する。

また、あらかじめ定めた防災計画書等に基づき、住民等の避難誘導を行う等、災害の拡大防止のため必要な措置を講じる。

3-9-6 林野火災応急対策

3-9-6-1 火災警報

府知事から、大阪管区気象台より気象の状況が火災の予防上危険であるとして通報を受けた旨、市に伝達があったときは、市は、必要に応じて、箕面市火災警報発令基準に基づき火災警報を発令し、市民に対し、防災行政無線、コミュニティFMタッキー816、市民安全メール等で広報する。

3-9-6-2 応急対策

市域において、大規模な林野の火災による災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、迅速に災害の防御、被害の軽減等を実施するため、次の措置を講じる。

- ・火災の規模が通報基準に達したときは、府に速報（その後、1時間ごとに状況通報）
- ・市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく応援出動要請
- ・箕面警察署との連携
- ・応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ・警戒区域、交通規制区域の指定
- ・空中消火の要請（消防ヘリ、他府県防災ヘリ、自衛隊ヘリ）
- ・自衛隊に対する災害派遣要請についての検討
- ・応援部隊の受け入れ

3-10 原子力災害時の応急対策

3-10-1 情報収集・伝達

3-10-1-1 事故情報の収集

府内に所在する小規模な原子力事業所において事故が発生した場合は、府からの情報により、その影響の有無及び規模を判断する。

福井県に所在する原子力発電所において、大規模な事故が発生した場合は、市は、府だけでなく、福井県庁、福井県に隣接する滋賀県庁または滋賀県内の市町村等の災害対策本部等に連絡員を派遣するなど、できる限りリアルタイムの情報入手を図る。

3-10-1-2 市民への情報伝達

人心の無用な混乱を避けるため、市は、入手した情報を逐次ホームページ掲載やコミュニティFMタッキー816等により市民に伝達するとともに、応急対策が必要な状況に至ると予測されるときは、速やかに防災行政無線、市民安全メール等により、るべき措置について広報する。

3-10-2 応急対策

3-10-2-1 安定ヨウ素剤の配布

市は、放射性ヨウ素の拡散が市域に及ぶと予測されるときは、国等からの指示または本市よりも事故源に近い自治体等の動向を参考に、備蓄している安定ヨウ素剤を幼少年者から優先的に、40歳未満の市民に配布する。

大規模地震との複合災害による原子力発電所事故の際は、避難所を拠点に配布を実施する。原子力発電所の単独事故の場合は、未就学児については幼稚園、保育所、小・中学生については学校で配布し、高校生以上については、状況に応じて配布拠点を設置し、防災行政無線、市民安全メール等により広報する。

3-10-2-2 屋内退避の広報

放射性プルーム（気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性プルームが上空を通過中に、プルームに含まれる放射性物質により外部被ばくする）回避のため、自宅等での屋内退避が必要なときは、防災行政無線、市民安全メールにより広報する。

本市の立地では、コンクリート屋内退避や避難等が必要なレベルの放射性物質拡散は予測されていないが、万一必要な事態になったときは、とるべき措置について、防災行政無線、市民安全メール等により広報する。

3-10-3 広域避難の受け入れ

3-10-3-1 関西圏における広域避難の受け入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民を受け入れることとなっている。

大阪府では、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市の住民の広域避難を受け入れるものとされている。

本市は、大阪府からのマッチング割当により高島市からの住民の広域避難を受け入れるものとされている。

3-10-3-2 市の受け入れ

滋賀県から大阪府に対して広域避難の受け入れ要請があったときは、市は大阪府からの協力要請に基づき、次の避難元地域（自治会区）の住民の広域避難を受け入れる。

避難元市	避難元地域	避難元地域（自治会区）
高島市	旧マキノ町	蛭口区、辻区、森西区、沢区、箱館第2リッチランド町内会

3-10-3-3 受け入れ施設

広域避難の受け入れ施設は、第二総合運動場とする。

3-11 東海地震及び南海トラフ地震に関連する情報に伴う対応

3-11-1 基本方針

本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、東海地震に関する情報が発表されている間においても、平常どおりの都市機能を確保する。

一方、南海トラフ地震特措法の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されているため、南海トラフ地震に関連する情報が発表されたときは、大規模地震発生に備える体制をとる。

3-11-2 情報レベル

平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震にのみ着目した「東海地震に関連する情報」の運用は行われていない。

南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類がある。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表)	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 (南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM 8.0以上の地震が発生したと評価した場合)
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 (南海トラフ沿いの監視領域内のプレート境界における想定震源域内のプレート境界においてM 7.0以上M 8.0未満の地震や想定震源域内

		のプレート境界における通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等)
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く） 	

3-11-3 (巨大地震警戒) 又は (巨大地震注意) が付された情報が発表された時の対応措置

3-11-3-1 警戒態勢

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は同（巨大地震注意）が発表されたときは、本部事務局（防災所管課室）にて情報収集を開始するとともに、災害の状況に応じ職員の配備レベルを敷く。

3-11-3-2 市民への広報

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は同（巨大地震注意）が発表されたときは、速報性の高い手段を用いて迅速に市民に広報する。

- ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送
- ・コミュニティFMタッキー816による放送
- ・市民安全メール（日本語・英語）、X、LINE、箕面くらしナビ等による情報送信
- ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る）

3-11-3-3 消防

市は、消防本部において、南海トラフ地震発生時に迅速な活動ができるよう次の措置を講じる。

- ・出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ・消防水利、消防用資機材の準備、点検の実施
- ・危険物等の管理、出火防止の徹底指導
- ・南海トラフ地震における緊急消防援助隊運用方針及びアクションプラン等の計画に基づく、緊急消防援助隊の派遣準備 等

3-11-3-4 交通の確保・混乱防止

市は、箕面警察署等と緊密に連携を取り、交通規制等を実施するとともに、安全走行についての市民への広報を実施する。

3-11-3-5 土砂災害の危険箇所対策

市は、地震時に土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡回等による警戒を実施するとともに、特に危険が予想される危険箇所に係る市民については、箕面警察署等とともに、避難所または近隣の安全な場所（崖や斜面から離れた建物等）への自主避難を促す。